

あつぎ元気大使運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市大使等設置規程(平成21年4月1日施行)に基づき、厚木市の魅力やにぎわいを広くPRし、市のイメージアップ向上を図ることを目的とした大使の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(大使の名称)

第2条 厚木の魅力やにぎわいをPRするための厚木市大使の名称は、あつぎ元気大使とする。

(職務)

第3条 あつぎ元気大使の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 日常の活動の場において、市の魅力等について広報及び宣伝を行い、市のイメージアップを図ること。
- (2) 市主催の行事に参加すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。